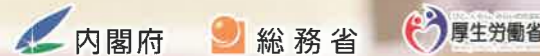


利用申込受付中!

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

2021年3月から利用開始

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけ!

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

どないいいことがあるの?

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える!
※医療保険者への加入の届出は引き続きが必要です。



あなたが同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有できる!



マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報が見られる!



マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がカンタンに!



限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払が免除される!



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

利用申込はカンタン! 今すぐ申込可能

まずは必要なものをチェック!



- 1 申込者本人のマイナンバーカード + あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+ICカードリーダー)
- 3 「マイナポータルAP」のインストール



STEP1 ● 「マイナポータルAP」を起動する。

STEP2 ● 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

STEP3 ● 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4 ● マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん



ウラ面も見てね!

いつから使えるの?

- 現在
 - マイナポータルで、利用申込受付中!
- 2021年3月 から
 - 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
 - マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に
- 2021年10月 (予定) から
 - マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に
- 2021年分所得税の確定申告 (予定) から
 - 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に



マイナンバーカードの申請はお早めに!



申込方法は特設ページでも確認できます!



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間 (年末年始を除く) 平日: 9時30分~20時00分 土日祝: 9時30分~17時30分